

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

九十九里町長 浅岡 厚

市町村名 (市町村コード)	九十九里町 (12403)	
地域名 (地域内農業集落名)	九十九里町粟生維持管理 (粟生)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月 29 日(第1回)	
	令和 6年12月 11 日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者がいない。
- ・圃場の形が悪く、多くの田んぼが害獣被害に悩んでいる。
- ・圃場が小規模である。
- ・パイプライン設備の老朽化が問題視されている。
- ・流水量が少ない。(除草剤の効きが悪い)

(2) 地域における農業の将来の在り方

可能な限り農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、基盤整備について地区で話し合いを行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
【新規就農者支援】認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業者の情報を地域内で共有し、必要とした時に活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①ジャンボタニシが増えて困っている。(意見)
- ①イノシシ被害が確認された。(意見)
- ⑨農産物の価格が安い。(意見)
- ⑨農業機械、資材費等が高い。(意見)